

新銀行実務百科

上巻 預金編

預金／内国為替／手形交換／付随業務

【編者】 長谷部 茂吉
堀内 仁
大西 武士
石井 眞司
鈴木 正和

新銀行実務百科 上巻

昭和56年10月29日 第1刷発行

昭和57年1月25日 第2刷発行

編 者 長 谷 部 茂 吉
堀 内 仁
大 西 武 士
石 井 眞 司
鈴 木 正 和
発行者 戸 部 虎 夫
印 刷 奥村印刷株式会社

検 印
省 略

〒160 東京都新宿区南元町19（金融財政会館）

発 行 所 社団法人 金融財政事情研究会

企 画 製 作 株式会社 金 融 財 政

販売総代理店 株式会社 キ ン ザ イ

TEL 03 (358) 0011

振替 東京 8-155845

落丁・乱丁はおとりかえします

2533-42510-1409

定価 8,000 円

は し が き

銀行実務では、ちょっとした事務の見すごしが大事故につながるが多い。いったん事故が起ると、そのために銀行の信用に傷がつくうえに、その後始末に手数料がかかり、そのために被る有形・無形の損失は測りしれないものがある。

各銀行には事務取扱規則があって、これに従って日常業務を処理するかぎり、事故の発生をいちおう防止できる体制が整えられているが、問題のない処理をするのにそれだけでは十分とはいえない。事務取扱規則では、その内容が膨大化して使いにくいものとなるのを避けるために、どうしても取扱いの裏付けとなる法律的な説明を省略し、異例のケースはほとんど切り捨てられているからである。ところが、事務取扱規則で要求している事項は、それぞれこれを必要とする理由があるものであって、それを知らないで単に形式を整えただけでは無意味なことがある一方、他の方法でその意図する目的を達することもできる。したがって、個々のケースに最も適切で、しかも間違いない処理をするには、ただ事務取扱規則を丸暗記しているだけでは足りないということになる。

本書は、この点を考慮して、営業店における預金関係の実務の基本から特殊異例のケースまで日常しばしば起こりそうな問題を、約1,500問選び出して、実務処理の方法と手続を進めるにあたって注意を要する点をもれなく述べたうえ、それに詳細な説明をつけて、その理由と法的根拠を明らかにしている。したがって、とりあげた問題について、実務処理を進める際の好個の指針となるにとどまらず、類似の問題を生じた場合の処理についても、大いに役立つものであることを確信する。

預金の実務処理は、近年コンピューターの導入による機械化・合理化の進展と、新商品の開発とが、相互に因となり果となって、最近著しく変化している。さらに銀行をめぐる社会情勢がとみに厳しさを加えたことと相まっ

て、預金関係の約款は全面的に改められ、実務処理に影響のある重要な判例も、次々に現われている。そのような事情の変更に伴い従来の取扱いをそのまま維持できなくなっていることも多い。本書は、この点にも十分配慮して、その内容は、現時点において最新のものであることを期している。

問題の作成にあたっては、第一線担当者の意見も広く取り入れ、編者が慎重な検討をして選び抜いたものを、各金融機関のベテラン実務家にそれぞれ得意の項目の執筆をお願いした。そして、実務の流れに沿って体系的に問題を整理するとともに、むずかしい表現はできるだけ避け、わかりやすく説明しているので、どんな初心者でも、手軽に安心して本書を利用することができよう。また、若年層の短期戦力化のための研修教材ならびに資格認定試験の教材としても、最適のものとする。

昭和50年10月

編 者

新版にあたって

本書発刊以来早くも6年を経過し、その間に行なわれた銀行取引に関する深い法律の制定や改正も少なくない。思いつくままにそのいくつかを挙げると、仮登記担保契約に関する法律や民事執行法の制定、相続法や商法、滞納処分と強制執行等の手続の調整に関する法律の改正等がある。

また、銀行実務に大きな影響を及ぼす新判例も数多く現われた。たとえば、金融機関の貸付につき取引条件として拘束された即時両建預金と独禁法19条の適用に関する最高裁昭和52年6月20日判決、共同代表取締役の1人に対する小切手振出権限の委任の効力に関する最高裁昭和54年3月8日判決、当事者双方から相殺の意思表示がなされた場合における相殺の効力に関する最高裁昭和54年7月10日判決、定期預金の期限前解約の場合における銀行の注意義務に関する最高裁昭和54年9月25日判決、第三債務者が民訴法609条に基づく陳述書で被差押債権につき支払意思を表明したあとでなした相殺の効力に関する最高裁昭和55年5月12日判決などがある。

そのほか銀行実務に直接関係がある銀行取引約定書ひな型にいわゆる逆相殺の規定の新設をはじめとする重要な改正が行なわれ、譲渡性預金・新型期日指定定期預金の創設、新内国為替制度の発足等により、銀行実務自体にも著しい変化を生じた。

そこで、今回全面的に再検討して必要な手直しをするとともに、足りない点を補うことにした。旧版同様愛用していただければ幸いである。

昭和56年9月

編 者

● 新版にあたっての執筆者・校閲者 ● (50音順)

秋草 史幸	三菱銀行	近藤 寛	東洋信託銀行	中山 憲二	日本興業銀行
荒井 三郎	全国銀行協会 連合会	佐藤 登	全国銀行協会 連合会	西川 恵一	全国銀行協会 連合会
池田 弘	全国銀行協会 連合会	新藤 誠一	全国地方銀行協会	橋詰 博臣	三井信託銀行
伊藤 隆夫	三菱銀行	柴崎純之介	金融財政事情 研究会	早坂 嘉郎	全国銀行協会 連合会
鶴飼 克	全国銀行協会 連合会	鈴木 仁	三菱銀行	布施 常蔵	税理士
大池 皓二	福徳相互銀行	鈴木 正和	協和銀行	水谷耕一郎	全国銀行協会 連合会
大内 修	三菱銀行	高木 伸	全国銀行協会 連合会	水野 良雄	全国銀行協会 連合会
岡村 薫	全国銀行協会 連合会	高田 輝男	全国銀行協会 連合会	宮下 文秀	太陽神戸銀行
小沢 良三	全国銀行協会 連合会	高野 正樹	全国地方銀行協会	山下 俊一	三菱銀行
春日川和夫	富士銀行	高橋 進	朝日信用金庫	吉田 博	三菱銀行
鎌田 廣	全国銀行協会 連合会	竹内 克己	第一勧業銀行	吉原 省三	弁護士
川田 悦男	三菱銀行	富越 和男	東京地方裁判所		
北原 重信	三菱銀行	中沢 良和	東京地方裁判所		

●本書の執筆者● (50音順)

相原 孝雄	太陽神戸銀行	大内 修	三菱銀行	木村 恒弼	三菱信託銀行
青木 好治	三菱銀行	大川 順一	三和銀行	倉内 正生	太陽神戸銀行
安達 信男	太陽神戸銀行	大島 鋼一	三井銀行	小島 一郎	横浜銀行
足立 正路	第一勧業銀行	大西 武士	東京都市銀行	小西 政義	東海銀行
阿部 正三	日本興業銀行	大野 勝彦	千葉銀行	小林 武司	富士銀行
阿部 隆彦	弁護士	大野 誠一	東海銀行	小松 極	芝信用金庫
荒木 和之	三菱信託銀行	大野 泰男	太陽神戸銀行	近藤 秀樹	住友銀行
飯倉 匡臣	埼玉銀行	大平 正	協和銀行	酒井 忠昭	太陽神戸銀行
石井 眞司	第一勧業銀行	岡田 悌次	日本興業銀行	坂口 重正	同栄信用金庫
石川 徹	三菱銀行	岡本 宏	静岡銀行	坂本 勤也	静岡銀行
石坂 文人	富士銀行	小川 完二	富士銀行	坂本 康	第一勧業銀行
石田 信隆	三菱銀行	織笠 正明	岩手銀行	笹井 保大	弁護士
石橋 敏夫	中小企業金融公庫	掛川 廣夫	富士銀行	佐久間 博	住友銀行
和泉 満	太陽神戸銀行	柏木 良郎	富士銀行	塩田 安夫	中小企業退職金共済事業団
伊藤 勝孝	富士銀行	春日川和夫	富士銀行	色摩 和夫	東邦銀行
庵原 義文	三菱銀行	片岡宏一郎	京都銀行	島田精一郎	北陸銀行
今井 清照	三菱銀行	加藤 浩康	東海銀行	寿円 秀夫	金融財政事情研究会
岩崎 圭晴	太陽神戸銀行	鴨志田文彦	日本長期信用銀行	杉山 明	太陽神戸銀行
岩澤 眞三	富士銀行	川田 悦男	三菱銀行	鈴木 正和	協和銀行
岩田 保夫	東海銀行	川邊 常雄	足利銀行	住田 立身	全国銀行協会連合会
宇佐見晃一	三菱銀行	川村 喜一	住友信託銀行	関口 靖夫	幸福相互銀行
潮田 資孝	千葉銀行	川村 正夫	日本興業銀行	高橋 進	朝日信用金庫
臼井 泰一	市川東葛信用金庫	北田 義弘	北国銀行	高橋 敏泰	東京都市銀行
江口浩一郎	全国信用保証協会連合会	北野 道雄	東海銀行	滝 昭	東海銀行
大井 義博	大和銀行	木村 茂	全国銀行協会連合会	武田 吉彦	第一勧業銀行

田中 敏文	太陽神戸銀行	橋詰 博臣	三井信託銀行	宮脇 武史	農林漁業金融公庫
田中 三夫	弘前相互銀行	長谷川博昭	三和銀行	村上 政博	弁護士
谷 啓輔	三和銀行	秦 光昭	日本長期信用銀行	村山 邦夫	三菱銀行
谷口 鉄男	大和銀行	林 由治	富士銀行	森 啓	ときわ相互銀行
谷山 忠也	東京法務局	林部 實	第一勧業銀行	森田 孝次	百十四銀行
種村 一彦	太陽神戸銀行	原 重昭	静岡銀行	八木 春馬	駿河銀行
塚田 博	三菱銀行	東谷 隆夫	弁護士	矢田 久雄	住宅金融公庫
辻 正文	泉州銀行	菱山 泰栄	富士銀行	矢頭 満夫	富士銀行
土屋 嶋	富士銀行	平野 義孝	北陸銀行	柳沼 良一	常陽銀行
土屋 邦夫	東海銀行	福藺 孝司	三菱銀行	柳原 安伸	日本長期信用銀行
土屋 実	国民金融公庫	淵見 幸子	雇用促進事業団	山口 英一	三菱銀行
天間 見作	日本興業銀行	古板悦二郎	富士銀行	山口 輝久	太陽神戸銀行
徳田 佳武	農林漁業金融公庫	堀内 仁	第一勧業銀行	山野 勲夫	第一勧業銀行
飛澤 隆志	法務省	前田 浩一	日本興業銀行	山本 健雄	日本興業銀行
富永 修身	三菱銀行	松井 駿介	住友信託銀行	横須賀和吉	横浜銀行
長崎 道忠	第一勧業銀行	松尾 武	法務省	横地 潤治	協和銀行
中澤 正衛	第一勧業銀行	松尾 英夫	千葉地方法務局	吉田 滋人	富士銀行
中島 芳一	八千代信用金庫	松藤 延大	富崎銀行	吉田 博	三菱銀行
長嶋 義明	環境衛生金融公庫	松本 崇	三菱信託銀行	吉岡 正明	福徳相互銀行
中村 眞	山形銀行	三角 邦熙	三菱銀行	和田 弘一	東海銀行
新倉 秀作	横浜銀行	峯崎 二郎	三菱銀行	渡辺 孝	静岡銀行
西 眞次	紀陽銀行	御室 龍	静岡銀行	渡辺 敏彦	三和銀行
西尾 信一	住友銀行	宮内 嘉淑	同栄信用金庫	渡部夫美雄	日本長期信用銀行
西垣 龍馬	三井信託銀行	宮沢 宣一	公害防止事業団		
野坂 元	三菱信託銀行	宮下 文秀	太陽神戸銀行		

●理論と実務を結ぶ最新の基本体系

銀行実務総合講座 《全8巻》

●各巻＝A5判・上製箱入・400頁～600頁

●定価＝1～3巻各3400円 4～8巻各2600円

- * 全銀行マンの必読書……銀行の実務の全容とそのポイントがつかめるフレッシュマンから役席まで全銀行マン必読の基本書
- * 最新の実務を集大成……複雑・多様化する業務の全分野にわたり、最新の法令・約款・判例・学説をふまえて実務を集大成
- * 多角的に実務を解明……高度の判断力とビジネス感覚を養うため、実務を法律・経済・経営等の側面から総合的に解明した
- * 正確で充実した内容……現在求められる最高の執筆陣が実務の基本と具体的な問題につきできるかぎり詳細に解説を加えた
- * 座右の書として重宝……実務を習得するための基本書としてだけでなく、詳細な目次・索引により日常執務の参考役に立つ

全巻完結

* 好評発売中

第1巻	預金	堀内仁・大島鋼一・岩沢真三 村山邦夫・富永修身	著
第2巻	貸出〈上〉	松本崇・小林武司・北原重信 川田悦男・峯崎二郎	著
第3巻	貸出〈下〉	鈴木正和・石井真司 大西武士・秦 光昭	著
第4巻	内国為替・付随業務	日沖 健・松本貞夫 西尾信一	著
第5巻	外国為替	和島雄三・樋之口洋朗 山下 暁次・尾崎 忠	著
第6巻	出納・手形交換	宮地輝雄 柴崎純之介・井上俊雄	著
第7巻	渉外	大原典佳・千葉浩一・田中周九 平尾義昭・乾 利忠・佐野法重	編
第8巻	企業調査	木村敦夫・永峰 敬一 東 正明・佐々木有一	著

社団法人 金融財政事情研究会刊

販売⇒(株)キンザイ

〒160 東京都新宿区南元町1-9

☎(03)358-0011 振替東京8-155845

主 要 目 次

第 1 編 預 金

第 1 章 当座預金..... 1	第 2 章 普通預金..... 151
第 1 節 申込先の信用調査..... 2	第 1 節 口座の開設..... 152
第 2 節 口座開設..... 7	第 2 節 入 金..... 171
第 3 節 入 金..... 27	第 1 項 窓口入金..... 171
第 1 項 窓口入金..... 27	第 2 項 振替入金..... 178
第 2 項 振替入金..... 42	第 3 項 集 金..... 181
第 3 項 集 金..... 48	第 4 項 便宜扱いによる入金..... 186
第 4 節 支 払..... 52	第 3 節 支 払..... 188
第 1 項 支払資金..... 52	第 1 項 窓口支払..... 188
第 2 項 窓口支払..... 53	第 2 項 振替支払..... 194
第 3 項 交換支払..... 62	第 3 項 便宜扱いによる支払..... 198
第 4 項 振替支払..... 92	第 4 項 入金取消..... 203
第 5 項 便宜扱いによる支払..... 95	第 4 節 解 約..... 207
第 6 項 入金取消..... 100	第 1 項 解約の方式..... 207
第 7 項 過振り..... 103	第 2 項 解約利息..... 215
第 8 項 その他..... 105	第 3 項 事後処理..... 218
第 5 節 睡眠口座..... 112	第 5 節 睡眠口座..... 222
第 6 節 解 約..... 116	第 1 項 編 入..... 222
第 1 項 解約の決定..... 116	第 2 項 復 活..... 226
第 2 項 任意解約..... 117	第 3 項 解 約..... 228
第 3 項 強制解約..... 120	第 6 節 誤入金・誤払いの訂正..... 230
第 4 項 自然解約..... 123	第 1 項 入金直後・記帳直後の訂正..... 230
第 5 項 事後処理..... 126	第 2 項 払戻直後の訂正..... 237
第 7 節 諸 届..... 128	第 3 項 後日の訂正..... 240
第 1 項 名称・商号の変更..... 128	第 7 節 諸 届..... 244
第 2 項 代理人..... 130	第 1 項 名義変更..... 244
第 3 項 住 所..... 132	第 2 項 住所変更..... 250
第 4 項 事故届..... 133	第 3 項 事故届..... 255
第 5 項 改 印..... 138	第 4 項 改 印..... 265
第 6 項 その他..... 140	第 3 章 総合口座..... 271
第 8 節 手形専用当座取引..... 142	第 1 節 口座開設..... 272
第 9 節 個人当座取引..... 146	第 2 節 入 金..... 277

第3節	支払・貸越・返済	281	第6章	相互掛金	431
第4節	解約・相殺等	284	第7章	定期預金	435
第4章	定期預金	287	第8章	通知預金	453
第1節	受入れ	288	第1節	受入れ	454
第1項	共通事項	288	第2節	払戻し等	461
第2項	他店券受入れ	302	第3節	諸届・その他	471
第3項	振替受入れ	305	第9章	納税準備預金	477
第4項	証書・通帳の発行	307	第1節	取引の開始	478
第5項	便宜扱いによる受入れ	312	第2節	払戻し	484
第2節	支 払	315	第3節	解 約	488
第1項	共 通	315	第10章	別段預金	491
第2項	振替支払	325	第1節	受入れ	492
第3項	便宜扱い支払	327	第2節	払戻し・その他	500
第4項	書替継続	328	第3節	個別・特殊問題	504
第5項	中途解約	330	第11章	共通事項	515
第3節	利 息	332	第1節	少額貯蓄非課税制度	516
第4節	諸 届	338	第1項	申告受付	516
第5節	特殊な定期預金	347	第2項	預金の受入れ・払戻し	523
第1項	2年定期預金	347	第3項	変更手続	527
第2項	無記名定期預金	351	第4項	預金者に送付した郵便物の 管理	532
第3項	積立定期預金	356	第5項	税務署からの照会・通知	536
第4項	自動継続定期預金	362	第6項	グリーンカード制度	538
第5項	期日指定定期預金	367	第2節	勤労者財産形成促進制度	544
第6項	住宅定期預金	368	第3節	住宅貯蓄控除制度	562
第7項	交通安全定期預金	370	第4節	勤労者財産形成基金制度	570
第8項	進学指導定期預金	374	第5節	口座振替	589
第9項	健康定期預金	376	第6節	入金証明	598
第10項	事業定期預金	378	第7節	残高証明	607
第11項	割増金付定期預金	380	第8節	預金の管理	616
第5章	新型期日指定定期預金	383	第1項	差押等	616
第1節	仕組みと特徴	384	第2項	相 続	661
第2節	受入れ	391	第3項	譲 渡	694
第3節	期日指定	398	第4項	移管等	698
第4節	払戻し	404	第5項	その他	701
第5節	一部支払	407	第9節	印紙税	708
第6節	利息計算	410	第10節	銀行秘密	713
第7節	自動継続	414	第11節	預貯金の取締り	719
第8節	総合口座・残高証明	420	第12節	預金の時効	723
第9節	差押・質入れ・相続等	423			

第12章 特殊な預金業務	729
第1節 キャッシュ・ディスペンサー とマナー・カード	730
第2節 クレジット・カード	734

第3節 夜間金庫	738
第4節 譲渡性預金	739
第5節 外貨預金	742

第2編 内国為替

第1章 為替制度と為替契約	747
第2章 送金	767
第1節 普通送金	768
第2節 電信送金	789
第3章 振込	799
第1節 テレ為替	800

第2節 文書為替	821
第4章 給与振込	837
第5章 代金取立	845
第6章 国庫金	891
第7章 障害時の取扱い・為替事故	901
第8章 為替決済	913

第3編 手形交換

第1章 手形交換制度	931
第2章 交換準備手続	947
第3章 決済手続	963

第4章 不渡	973
第5章 異議申立	997

第4編 付随業務

第1章 株式払込み	1013
第2章 保護預り	1041

第3章 公社債	1061
第4章 代理業務	1075

<付> 預金規定ひな型	1087
-------------	------

総 目 次

第1編 預 金

第1章 当座預金 1

第1節 申込先の信用調査 2

- 1 申込人について、なぜ信用調査をし
なければならないのか 2
- 2 信用調査はどのような事項について
するのか 3
- 3 信用調査はどのような方法であるの
か 3
- 4 紹介者についても信用調査をするの
か 4
- 5 取引停止処分先は何によって調べた
らよいか 4
- 6 取引先要覧（新規取引先調査書など）
にはどのような事項をどう記入するの
か 5
- 7 申込先へ取引の可否の通知をする場
合のポイント 5

第2節 口座開設 7

- 1 口座開設の際にはどのような書類を
徴求するか 7
- 2 取引先の確認資料としてどのような
書類を徴求するか 7
- 3 印鑑届（個人・法人）はどう記入して
もらうか 9
- 4 署名鑑届はどう記入してもらうか 10
- 5 専用の小切手を使用したい旨の申出
を受けたが（取引先が私製または一部特
別な印刷をするなど）どうするか 11
- 6 「手形を発行しない」、「金額欄に手

- 書でアラビア数字で記入したい」など
特別な条件の申出を受けたが、どうす
るか 12
- 7 使用印に実印を使いたくないという
申出を受けたが、どうすればよいか 12
 - 8 記名判（以下署名判も含む）を使用し
たいという申出を受けたが、どうすれ
ばよいか 13
 - 9 署名者に代理人を届けたいという申
出を受けたが、どうするか 13
 - 10 口座開設にあたり、顧客へどんな書
類を渡すか 14
 - 11 入金帳はどう作成・交付するか 14
 - 12 小切手帳・手形帳の交付手続はどう
するか 15
 - 13 徴求した書類の整理はどうするか 15
 - 14 新約のときに線引小切手を受け入れ
てもよいか 16
 - 15 未成年者と取引できるか。取引する
場合の注意 17
 - 16 通称・芸名で取引する場合の注意 17
 - 17 他人名義（架空名義・第三者名義）で
取引する場合の注意 18
 - 18 法人与取引する場合の注意 19
 - 19 会社と取引する場合の注意 19
 - 20 外国会社と取引する場合の注意 20
 - 21 公益法人与取引する場合の注意 20
 - 22 中間法人与取引する場合の注意 21
 - 23 各種組合と取引する場合の注意 21
 - 24 権利能力（法人格）のない社団と取引

する場合の注意	22	12 記名式・指図式の小切手を受け入れるときはどうするか	34
25 支社・支店・出張所と取引する場合の注意	23	13 先日付小切手の入金の手出を受けたときはどうするか	35
26 地方公共団体と取引する場合の注意	24	14 未完成手形の入金の手出を受けたときはどうするか	35
27 共同代表の登記を行なっている会社から、1人の代表者との取引の手出を受けた場合はどうするか	24	15 白地裏書の手形の入金の手出を受けたときはどうするか	36
28 法入と取引する際、代表者につき通称を使用したいとの手出があった場合はどうするか	25	16 本日期日の確定日払手形の入金の手出を受けたときは(交換持出手形の場合)どうするか	36
29 為替振込により口座を開設できるか	25	17 期日未到来の手形(手形交換により呈示できる手形)の入金の手出を受けたときはどうするか	36
30 当座勘定開設の効力は何の時点で発生するか	26	18 交換持出の証券類には、小切手以外のものにも自店の特定線引をするのはなぜか	37
第3節 入金	27	19 収納印は入金伝票のほかに押してもよいのか	37
第1項 窓口入金	27	20 他店券入金の場合、入金伝票・入金控に他店券の旨を表示するのはなぜか	38
1 入金の手付にあたって確認すべきポイント	27	21 他店券の表示方法はきまっているか	39
2 現金扱いで入金できるものにはどんなものがあるか	27	22 入金帳の入金額を誤記したときはどうするか	39
3 現金(通貨)入金の場合の手続はどうするか	28	23 口座相違をしたときは、どうするか	40
4 他店券入金の場合の手続はどうするか	29	24 第三者から線引小切手の入金を受け付けてよいのか	40
5 当店券を現金入金の方法でする場合はどうするか	30	25 記名式小切手(交換持出手形)を裏書不備のままやむなく受け入れるときはどうするか	41
6 各種他店券点検のポイント	30	第2項 振替入金	42
7 入金帳の印紙税はどうなっているか	32	1 振替入金はどうのようにして行なうか	42
8 入金帳なしで本人から入金を受けたときはどうするか	32	2 振替入金のチェックポイントは何か	42
9 第三者から入金を受けたときはどうするか	32		
10 入金他店券が不渡返還されたときはどうするか	33		
11 第三者が受け入れた他店券が不渡返還されたときはどうするか	34		

3 振替入金済みの入金を取り消すことができるか	42
4 為替振込の取消しを振込銀行から依頼してきたが、取消しできるか	43
5 他店券付替の振替はどうするか	44
6 入金帳へ付込みの依頼を受けたときはどのようにして行なうか	45
7 為替振込の被振込人の口座確認はどのようにして行なうか	46
8 解約後、為替振込があったときはどうするか	47
9 為替振込による入金はいつから支払資金となるか	47
10 為替振込入金があり記帳前に預金の差押があったときはどうするか	47

第3項 集 金.....48

1 集金の依頼を受けたときはどのような注意が必要か	48
2 集金事務のチェックポイントは何か	48
3 集金先での現金受渡しはどのようにして行なうか	49
4 集金を帰店後入金するときはどうするか	50
5 集金者の帰店前に手形・小切手の支払呈示があったとき、当座勘定残高が不足の場合はどうするか	50
6 集金後入金手続が済む前に預金に差押があったときはどうするか	50

第4節 支 払.....52

第1項 支払資金.....52

1 支払資金の算出はどのようにして行なうか	52
2 入金分の未決済他店券(手形交換分)はいつ支払資金になるか	52

第2項 窓口支払.....53

1 振出日の記入のない小切手は支払えるか	53
2 取引先でない者から線引小切手の支払呈示を受けたが、支払ってよいか	54
3 記名式小切手の呈示を受けたが、支払ってもよいか	54
4 手形(確定日払)の店頭呈示を受けたが、支払ってよいか	55
5 小切手の店頭払(現金払い)の手続はどのような順序で行なうか	55
6 先日付小切手の呈示を受けたが、支払ってもよいか	56
7 支払呈示期間経過後の小切手の呈示を受けたが、支払ってもよいか	57
8 支払呈示期間経過後の手形の呈示を受けたが、支払ってもよいか	57
9 小切手・手形の形式は、なぜ点検・確認しなければならないか	58
10 小切手の記載事項のうち、特に点検を必要とする事項は何か	59
11 約束手形(統一手形用紙)の記載事項のうち、特に点検を必要とする事項は何か	59
12 為替手形の記載事項のうち、特に点検を必要とする事項は何か	61
13 線引小切手の支払呈示を受けたが、小切手裏面に振出人の記名押印(小切手面のものと同じ)がある。所持人に現金を支払ってもよいか	61

第3項 交換支払.....62

1 交換印の押印もれがあるが、どうしたらよいか	62
2 持出銀行の特定線引のない小切手(手形)が交換呈示されたが、どうしたらよいか	62
3 交換呈示の小切手面に持出銀行の特定線引のほかにもう一つ別の銀行の特定線引があるが、支払ってよいか	63

4 交換呈示の小切手面に持出銀行の特定線引が1個と一般線引が2個あるが支払ってよいか……………64	17 持帰り交換手形のなかに不渡手形があったときはどうしたらよいか……………76
5 交換呈示の記名式小切手に裏書人の記名押印がなく、代りに入金銀行の入金証明がしてあるが、支払ってよいか……………64	18 交換による呈示分の小切手・手形の形式点検のポイントは何か……………77
6 交換呈示の手形の裏書の被裏書人欄が空欄のとき、裏書は連続していると認められるか……………66	19 金額が訂正された小切手が交換呈示された。そのまま決済してよいか……………79
7 振出日の記載のない小切手・手形(確定日払い)が交換呈示されたが、そのまま支払ってよいか……………66	20 先日付の小切手が交換呈示されたが、決済できるか……………80
8 呈示期間の経過した手形が交換呈示されたが、どうしたらよいか……………67	21 支払期日が2月30日の手形が交換呈示されたが、決済できるか……………81
9 事故届の出ている小切手(手形)の交換呈示があったが、どうしたらよいか……………68	22 自署が届出されている口座に署名判を使った手形が交換呈示された場合、決済できるか……………81
10 解約後の小切手・手形が交換呈示されたが、どうしたらよいか……………69	23 共同代表の会社で、一方の代表者のみの記名・押印のある手形が交換呈示された場合、決済してよいか……………82
11 3枚の小切手(56,727円, 120,000円, 120,000円)が交換呈示されたが、残高が120,500円のと看、どの小切手を支払えばよいか……………70	24 一部支払済みの手形を交換呈示されたが、残額の支払をしてよいか……………83
12 死亡した取引先の小切手・手形の交換呈示を受けたが、どうしたらよいか……………71	25 持参人文句が抹消(訂正印なし)され、特定人名が記載された小切手が交換呈示された場合決済してよいか……………83
13 交換呈示を受けた小切手(手形)の不渡返還を翌営業日の10時までまてくれと振出人から熱望されたが、申出を受けるとすればどうしたらよいか……………72	26 裏書がカナ文字でされている記名式小切手が交換呈示された。決済してよいか……………83
14 交換呈示の小切手の支払について他店券過振りの取扱いをするようにと係長にいわれたが、どうするか……………73	27 振出人欄に取引のある2名が署名した約束手形が交換呈示された。どの口座から支払ったらよいか……………84
15 交換呈示の小切手・手形には、支払済交換印を必ず押さなければいけないのか……………75	28 振出人の住所が届出の住所と違っている約束手形が呈示された。決済してよいか……………84
16 支払済みの手形を小切手と引き換えてくれとの申出を受けたがどうすればよいか……………75	29 小切手の一部支払は行なうことができるか……………85
	30 改印後の日付で振り出された旧印使用の手形は決済できるか……………85
	31 呈示された手形が融通手形であることを理由に銀行は支払拒否できるか……………86
	32 呈示期間が数ヶ月経過した小切手が交換呈示された場合、取扱いはどうするか……………86